

## 令和4年度社会福祉法人の指導監査結果報告書

### 1 指導監査の実施状況

令和4年度（2022年度）における指導監査は、「吹田市社会福祉法人等指導監査要領」及び「令和4年度吹田市社会福祉法人等指導監査実施方針」に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営状況に関して実地指導監査を実施しました。

今年度は、前年度以前に指導監査が延期となった法人を含む12法人を対象として、指導監査を実施する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、監査員の受入れが困難となった2法人については今年度の実施を見送り、残り10法人について指導監査を実施しました。

#### ○ 法人に対する指導監査の実施状況

	指導監査実施状況				指導監査実施結果		
	所管法人数 (A)	当年度実施 対象法人数 (B)	実施法人数 (C)	実施率(% (C/B)	文書指摘の あった法人 数	口頭指摘のみ の法人数	指摘のない 法人数
社会福祉法人	30	12	10	83.3	8	2	0

### 2 指導監査の結果

令和4年度においては、役員等の選任・解任に係る手続き並びに前回指摘事項の改善状況の確認を重点的に取り組みました。

指摘件数は、下記のとおりです。

#### 令和4年度の指摘件数

監査項目	指摘件数(件)			構成率(%)		
	文書指摘	口頭指摘	全体	文書指摘	口頭指摘	全体
本部運営関係	10	34	44	52.6	48.6	49.4
会計関係	9	36	45	47.4	51.4	50.6
合計	19	70	89	100.0	100.0	100.0

※文書指摘・・・改善のための必要な措置をとるべき旨を、文書により指導すること

※口頭指摘・・・文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に、口頭により指導すること

指摘内容については、本部運営関係では理事会、評議員会の決議に関する不備や、役員等の

選任に関する不備が多く見られるほか、理事長の職務執行状況報告、法人登記、役員等報酬基準等に関する不備が見られます。

また、会計関係では、計算書類の注記及び附属明細書等の記載に関する不備が多く見られるほか、固定資産の管理やサービス区分間の繰入に関する不備が見られます。

### 3 令和4年度指導監査の指摘事項について

#### (1) 法人本部運営関係について

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	0	0.0%
2 評議員、理事、監事について	5	50.0%
3 評議員会、理事会について	4	40.0%
4 役員等の報酬について	0	0.0%
5 人事、資産管理について	0	0.0%
6 その他	1	10.0%
合計	10	100%

特に、理事会及び評議員会において、議案について利害関係を有する理事、評議員がいないことを確認していない事例が多く見られます。

理事会及び評議員会の決議においては、議案について利害関係を有する理事、評議員が議決に加わることができません。そのため、理事会及び評議員会の開始前に、議案について利害関係を有する理事、評議員がいないかを事前に確認し、議決に加わることのないように指導しています。

また、議事録等に確認を行った旨を記載するように、あわせて指導しています。

法人本部運営に関する文書指摘事項の主な内容は以下のとおりです。

#### 1 定款について

- 令和4年度において、指摘はありませんでした。

#### 2 評議員、理事、監事について

- 評議員、理事及び監事の選任手続きにおいて、選任の都度、誓約書や欠格事由確認書、就任承諾書の提出を求めている事例。(1件)
- 評議員について、1名欠員が生じているにも関わらず、新たな評議員の選任が行われていない事例。(1件)
- 評議員会に提出された監事の選任に関する議案について、在任する監事の過半数の同意を得ていない事例。(3件)

3 評議員会、理事会について

- ・ 理事会、評議員会において、議案について利害関係を有する理事、評議員がいないことを確認していない事例。(3件)
- ・ 定款に定めがないにも関わらず、予算や事業計画について評議員会で決議を行っている事例。(1件)

4 役員等の報酬について

- ・ 令和4年度において、指摘はありませんでした。

5 人事、資産管理について

- ・ 令和4年度において、指摘はありませんでした。

6 その他

- ・ 借入の決定について、専決規程に定めがないにも関わらず、理事長専決を行っている事例。(1件)

(2) 本部会計関係について

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	0	0.0%
2 会計事務について	0	33.3%
3 資産管理について	2	22.2%
4 決算関係書類について	4	44.5%
5 その他(寄附金の取扱い等)	3	33.3%
合計	9	100%

特に、計算書類に対する注記及び附属明細書に不備がある事例が多く見られます。

社会福祉法人会計基準に則り、適切に計算書類に対する注記及び附属明細書を作成するように指導しています。

本部会計に関する文書指摘事項の主な内容は以下のとおりです。

1 会計管理について

- ・ 令和4年度において、指摘はありませんでした。

2 会計事務について

- ・ 令和4年度において、指摘はありませんでした。

3 資産管理について

- ・ 固定資産管理台帳に記載のある、期末帳簿価格が0円の資産の確認を行っていない事例。

(1件)

- ・ 固定資産管理責任者による毎会計年度末の固定資産の保管状況及び使用状況の調査、確認及び会計責任者への所定の報告が行われておらず、また、会計責任者による必要な記録の修正及びその結果の理事長への報告が行われていない事例。(1件)

4 決算関係書類について

- ・ 貸借対照表の記載内容に不備がある事例。(1件)
- ・ 計算書類に対する注記の記載内容に不備がある事例。(1件)
- ・ 計算書類附属明細書の記載内容に不備がある事例。(1件)
- ・ 計算書類に対する注記及び附属明細書の記載内容に不備がある事例。(1件)

5 その他(寄附金の取扱い等)

- ・ 本部サービス区分で計上すべき費用を、本部サービス区分で計上していない事例。(1件)
- ・ サービス区分間の資金取引について、サービス区分間貸付金・借入金勘定、または、サービス区分間繰入金収入・支出勘定などで会計勘定されておらず、合わせてサービス区分間繰入金明細書・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書に記載していない事例。(1件)
- ・ 施設サービス区分から本部サービス区分への資金繰入について、当期資金収支差額合計がマイナスとなるまで繰入がされ、繰入限度額を超過している事例。(1件)